

銀行券自動鑑査機用ヒートシール式ロール小帯
入札品の事前審査の実施について

平成19年2月8日

日本銀行では、銀行券自動鑑査機（注1）用ヒートシール式ロール小帯（以下「ロール小帯」という。）（注2）の調達にかかる一般競争入札の実施にあたり、入札参加希望者の製作するロール小帯について、日本銀行の提示する仕様等に適合していることを確認するための事前審査を実施することとしました。

つきましては、一般競争入札への参加を希望される場合には、以下の要領で事前審査に応募して下さい。

（注1）市中金融機関等を通じて日本銀行に還流してきた銀行券について、真偽と枚数をチェックのうえ、汚損度合に応じて流通適否別に整理する機械。

（注2）銀行券自動鑑査機に装着して銀行券を100枚単位で束ねる帯紙。

日本銀行発券局長

1. 審査に付す事項

（1）審査対象物品

ロール小帯

（2）審査対象物品の仕様等

「ヒートシール式ロール小帯入札品審査実施説明書」（以下「審査実施説明書」という。）による。

（3）審査合格証の有効期間

4. （4）により日本銀行が審査合格者に交付する審査合格証は、日本銀行が審査合格証を交付した日以降、①日本銀行がロール小帯の仕様等を変更せず、かつ②審査合格者が審査に合格したロール小帯の仕様等を変更しない限り、有効に存続するものとする。

2. 審査対象物品の調達概要

年度別調達数量（実績）、納入場所および調達時期別の一般競争入札実施時期については審査実施説明書に記載。

3. 審査依頼者の資格要件

審査を依頼する者（以下「審査依頼者」という。）は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 日本銀行の提示する仕様等に合致するロール小帯の製作見本（以下「入札品」という。）を提出できる者。
- (2) 審査を依頼する時点において、予算決算及び会計令第72条に基づき、中央官庁が定める競争参加資格（全省庁統一資格）中、「物品の製造または販売」の営業品目「紙・紙加工品類」、「事務用品類」または「その他」において、A、BまたはC等級の格付を有している者、またはそれと同等の経営状況にあると日本銀行が認めた者。
- (3) 審査実施説明書の交付を受けている者。

4. 審査手続等

(1) 審査受付期間

平成19年2月9日（金）以降、日本銀行の毎営業日10時～16時の間、後述の審査受付担当で、随時受付ける。

(2) 提出書類等

審査に当たっては、次の書類等を提出のうえ日本銀行の審査を受けるものとする。

イ、「ヒートシール式ロール小帯入札品審査依頼書」

—— 書式は審査実施説明書にて提示する。

ロ、入札品30巻

ハ、入札品にかかる第三者機関が発行した試験証明書

—— 第三者機関による証明事項は、審査実施説明書にて提示する。

ニ、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」または次の書類（「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の未取得者の場合）（いずれも写しで可）

A. 営業経歴書

—— 営業経歴書とは、審査依頼者が自ら作成している会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績および営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類。対外的に配布している会社概要パンフレット等でも可とする。新たに作成する場合には、書式は適宜とするが、代表者が記名、押印し、記述内容が真正であることを証明すること。

—— ヒートシール式ロール小帯入札品審査依頼書の提出日前1年以内に作成したもの。

B. 財務諸表類^(注)

—— 財務諸表類とは、審査依頼者が自ら作成している直前1年間の事業年度分にかかる貸借対照表および損益計算書。

(注) 平成28年5月に変更。

C. 法人税、消費税および地方消費税にかかる納税証明書

—— 発行日から3か月以内のもの。

(3) 提出先等

上記書類等は、次の審査受付担当あてに持参すること。郵送等による提出は認めない。

(審査受付担当)^(注)

埼玉県戸田市美女木東1丁目2-1

日本銀行発券局総務課予算契約グループ

電話番号 048-449-7283 (ダイヤルイン)

—— 審査に関して不明な点があれば上記審査受付担当に照会すること。

(注) 平成28年5月に変更。

(4) 審査結果の通知

日本銀行は、審査の結果、入札品が仕様等に適合していると認めた場合には、審査合格証を交付する。

5. 審査実施説明書の交付期間

審査実施説明書は、平成19年2月9日(金)以降、日本銀行の毎営業日10時～16時の間、上記4.(3)の審査受付担当にて随時交付する。

—— 審査実施説明書交付の際に、希望者に対しては、併せてロール小帯の見本品1巻を貸与する。

6. その他

(1) 審査に応募するに当たって要した費用は、全額審査依頼者の負担とする。

(2) 審査に関する詳細は審査実施説明書による。

以 上